西広島駅北口地区まちづくりニュース

第４９号（令和６年６月）　広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 第 11 回西広島駅北口土地区画整理審議会を５月 28 日(火)に開催しました

○　審議会の内容【非公開】

個人情報を含む内容であることから非公開にて開催し、仮換地指定の軽微な変更についてご報告しました。

- **仮換地指定の軽微な変更について**

仮換地については、権利者の皆様からの申出により、一定の要件を満たせば、「変更」や「分割又は合併」、「交換」といった、仮換地変更等の手続き※ができることになっています。

第１１回審議会でご説明した内容は、権利者様からの申出により、仮換地の「変更」や「分割及び合併」の手続きを行った２件（変更の内容が軽微なもの）となります。

（※仮換地変更等の手続きについては、まちづくりニュース第 28 号（令和２年 12 月）及び第３９号（令和４年６月）で紹介しています。）

■ 西広島駅北口土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う審議会委員の改選について

西広島駅北口土地区画整理審議会委員の任期が令和６年９月２９日で満了となりますので、審議会委員を選出する選挙を行います。

１　土地区画整理審議会の主な役割

本事業を民主的かつ効率的に進めるため、事業施行者の行う換地計画などに関する事項について審議し、同意や意見を付することにより事業の適正かつ円滑な推進を図るという重要な役割を担っています。

２　委員の身分

土地区画整理審議会の委員となられた方は、非常勤特別職の地方公務員という扱いになり、公平性が求められることとなります。

３　委員の定数と任期

土地区画整理審議会の委員の定数は、施行条例の定めにより１０名で、その任期は５年です。その構成は以下のようになります。

- 施行地区内の宅地所有者及び借地権者から、選挙で選ばれた者…８名
- 学識経験を有する者で、市長が選任した者　…２名

４　委員の選挙

宅地所有者及び借地権者から選挙で選ばれた８名は、皆さんの代表となります。

まず、それぞれ権利を持っている方が立候補していただくか、あるいは他の方を推薦していただきます。

そして、宅地所有者の方々は宅地所有者からの委員を、借地権者の方々は借地権者からの委員をそれぞれ選ぶことになります。（法人も委員になることができます。）

宅地所有者からの委員と借地権者からの委員の数は、それぞれの権利をもっている方の人数の割合に応じて定められます。

5　選挙スケジュールと主な内容

	事　　項	期日・期間	市が行うこと	関係権利者の方々にして頂くこと
1	選挙期日の公告	7月5日	選挙期日（選挙を行う日）について公告します。	
2	選挙人名簿作成基準日	7月25日(選挙期日の公告日から20日を経過した日)	この日を基準として、宅地所有者及び借地権者の選挙人名簿を作成します。	
3	選挙人名簿の縦覧　※1	8月2日～8月15日	作成した選挙人名簿を縦覧します。	選挙人名簿を縦覧しますので、記載漏れ、誤りの有無の確認をお願いします。記載漏れ、誤りがある場合、市に対して異議を申し出ることができます。
	選挙人名簿の異議の申出期間		選挙人名簿に、記載漏れや誤りがある場合は、この縦覧期間中に異議を受け付けます。	
4	選挙人名簿の確定	8月26日	選挙人名簿を確定します。	
	選挙すべき委員の数の公告		宅地所有者・借地権者別に選挙する委員の数の公告を行います。	
5	立候補・推薦の受付　※1	8月27日～9月5日	委員の立候補と立候補者の推薦を受け付けます。	この期間に届出をお願いします。
6	候補者の公告	9月6日	委員の候補者の氏名、住所を公告します。 （立候補者が選挙すべき委員の数を超えない場合は、投票は行いません。）	
7	選挙の投票・開票 ※1　※2	9月29日	選挙の投票と開票を行います。	投票に行き、皆さんの代表を選んでください。 （期日前投票等はありません。）
8	当選人の決定 ※3	9月30日	委員・予備委員の当選人を定めます。	

※1　縦覧・立候補等受付・投票の場所などについては、決まり次第、西広島駅北口地区まちづくりニュース等でお知らせします。

※2　立候補者が選挙すべき委員の数を超えない場合は、投票は行いません。

※3　無投票の場合でも、当選人の決定は選挙期日（選挙の投票・開票）の翌日となります。

６　選挙権(投票する権利)・被選挙権(立候補する権利)に関する注意事項

投票及び立候補できる方は、施行地区内の宅地所有者及び借地権者となります。

宅地の登記上の所有名義人が死亡されている場合、借地権を有している場合、宅地や借地権を共同で有している場合、法人である場合は、市に所定の申告書、通知書あるいは届出書等の提出をお願いします。

申告や届出等がない場合、選挙にあたり選挙権と被選挙権を行使できません。

該当する方は早めに手続きをお願いします。

なお、これまでに申告、通知又は届出されている場合は、これらの手続きは不要ですので、ご不明な場合は市までご連絡ください。

(1)　宅地の登記上の所有名義人が死亡されている場合

登記名義人が死亡されている場合には、以下のどちらかの手続きをお願いいたします。該当すると思われる方は、市までお問い合わせください。

①　選挙人名簿作成基準日（７月２５日）までに相続人を定めて、法務局で相続登記の手続きを行う。

②　名簿の縦覧期間内に、相続を証する書類を添付の上、市に「相続届出書」を提出する。

（なお、相続人が２名以上の場合は、併せて代表者１名を選任し、市に代表者選任通知書の提出をお願いします。）

(2)　借地権を有している場合

選挙人名簿作成基準日（７月２５日）までに、市に「借地権申告書」の提出をお願いします。該当すると思われる方は、市までお問い合わせください。

（注意！）借地権の申告受付の停止について

借地権の申告は、事業の施行期間中、換地処分の公告のある日まで受け付けます。

ただし、審議会委員の選挙を行う場合、選挙権を有する者を確定させる必要があるため、選挙人名簿作成基準日（７月２５日）から選挙人名簿が確定する日（８月２６日）までの間、借地権の申告やその変更の受け付けを停止しますのでご注意ください。

(3)　宅地や借地権を共同で有している場合

宅地の共有者、共同借地権者又は宅地の同一部分に２名以上の借地権者がある場合には、それぞれのうちから代表者を１名選任し、「代表者選任通知書」により、市に提出をお願いします。該当すると思われる方は、市へお問い合わせください。

(4)　法人である場合

選挙人が法人の場合には、その法人が指定する者が投票することになります。この場合、投票の際に、その権限を証する書面を提出していただくこととなります。所定の書類がありますので、法人の方へは、後日、市から送付いたします。

連絡先　広島市 都市整備局 西広島駅北口地区区画整理事務所
審議会選挙に関する担当：村上、寺戸　　電話番号：082-532-5122
Ｅメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp